

なごみグループ(税理士・社労士)

大阪事務所

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5・6F

Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118

東京事務所

〒102-0083 東京都千代田区麹町 4-2・5F

Tel 03-3239-5490 Fax 03-3239-5491

September, 2011

なごみ便り

www.101dog.co.jp

政府税調、復興財源確保のための税制措置の具体的内容を検討へ

東日本大震災復興対策本部(本部長:菅直人元首相)は7月29日、「東日本大震災からの復興の基本方針」(以下「復興基本方針」)を決定しました。

「復興基本方針」では、復興財源について、歳出削減や税外収入の確保、時限的な税制措置により13兆円程度を確保することを明記。時限的な税制措置の具体的内容は9月以降、税制調査会において検討するとしてしました。

なお、平成23年度税制改正法案のうち、税制抜本改革の一環をなす改正項目については、「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」として存置され、引き続き国会にて審議されています。

「復興基本方針」の主な内容

- ・ 復興期間を10年間とする
- ・ 当初5年を「集中復興期間」と位置付ける
- ・ 「集中復興期間」に実施すると見込まれる施策・事業の事業規模
国・地方(公費分)合わせて19兆円程度
- ・ 「集中復興期間」の財源
平成23年度第1次補正予算等及び第2次補正予算における財源に加え、
歳出の削減や国有財産売却のほか、特別会計、公務員人件費等の見直しや
更なる税外収入の確保及び時限的な税制措置により13兆円程度確保
- ・ 時限的な税制措置の具体的内容
9月以降、税制調査会において検討

注目Point！ 1

「復興基本方針」に法人実効税率 5%引下げの実施確保が盛り込まれる

税制措置のなかでまず注目されるのは、「法人実効税率 5%引下げの実施確保」が明記された点です。(基本方針 15 頁)自民党なども法人実効税率の引下げには賛成の立場であることから、9 月以降の政府税制調査会において実現する可能性が高まりました。またその場合には、税収の観点から次の 2 点が同時に実施されることになると予想されます。

課税ベースの拡大

法人税額に対する付加税(時限的な税制措置)

その結果、法人税率の引下げ幅は 4.5% 2%強に縮小されると予想されます。

注目Point！ 2

改正事項による増収分 = 所得、相続・贈与税

「復興基本方針」では与野党協議で合意が得られれば平成 23 年度改正事項による増収分も財源に充てたいとしています。これは所得税、相続・贈与税(合わせて 5,000 億円の増税)を指している模様です。ただ、この改正には野党や中小企業からの強い反対の声があり、当初の改正案がそのまま実現するとは考えにくく、9 月以降の政府税制調査会で早期に結論を得るのは難しいと思われます。

また、「基幹税」である所得税に対しては付加税が課される可能性が高く、さらに増税措置である平成 23 年度税制改正を課すのは酷との意見があるほか、相続・贈与税については、そもそも税収の規模が小さく復興財源になり得ないとの意見もあります。

上記の様に、復興財源確保のためにしばらくは増税傾向であるといえますが、経済的復興の観点からの減税措置、雇用対策などの政策が求められているのも事実ですのでこれからの政府の舵取りを注視していきましょう。

(文章担当: 谷村、吉田登紀子)

～戦略 MG(マネジメントゲーム)研修のご案内～

参加者全員が社長に扮し、自分の会社の経営を進め、每期終了後に決算を行い財務諸表(B/S、P/L)を作成します。本格的な企業会計原則を取り入れており、楽しみながら管理会計が学べ、経営・計数・コスト感覚、リーダーシップ能力、意思決定能力を高める事ができます。

余談ですが、SバンクのS社長はSバンクを立ち上げる前に博多でこのマネジメントゲームを受講されています。ご興味のある方はぜひ「株式会社 和」までお問い合わせ下さい。